

## 伊那市総合評価一般競争入札要綱

平成22年7月23日

告示第239号

(趣旨)

第1条 この告示は、工事成績等と入札価格を一体として評価することにより落札者を決定する方式による一般競争入札(以下「総合評価一般競争入札」という。)を実施することについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事の指定)

第2条 総合評価一般競争入札の対象とする工事は、伊那市業者選定委員会規程(平成18年伊那市訓令第47号)第2条第1項第1号の規定による建設工事等業者選定委員会において指定する建設工事とする。

(落札者決定基準の決定)

第3条 市長は、総合評価一般競争入札を実施するときは、当該入札に係る申込みのうち、価格その他の条件が最も有利なものを決定するため、次に掲げる評価点について、評価の項目、算定方法及び配点(以下「落札者決定基準」という。)をあらかじめ定めるものとする。

- (1) 入札価格に基づいて算定した評価点(以下「価格評価点」という。)
- (2) 入札者の工事成績、工事实績、技術者の能力、社会貢献の実績等(以下「工事成績等」という。)に基づいて算定した評価点(以下「価格以外の評価点」という。)
- (3) 価格評価点に価格以外の評価点を加えた評価点(以下「総合評価点」という。)

(意見聴取)

第4条 市長は、前条の落札者決定基準を定めようとするときは、あらかじめ2人以上の識見を有する者(以下「識見者」という。)の意見を聴かなければならない。

2 市長は、前号の規定による意見聴取において、必要があるとの意見があった場合には、当該落札者を決定しようとするときに改めて識見者の意見を聴かなければならない。

3 市長は、前2号の規定による意見聴取について、長野県総合評価事業審査会に委託することができる。

(入札公告)

第5条 市長は、総合評価一般競争入札を実施するときは、次に掲げる事項を入札公告により周知するものとする。

- (1) 総合評価一般競争入札であること。
- (2) 落札者決定基準及び落札者の決定方法に関すること。
- (3) 価格以外の評価点申請時、入札時及び落札候補者資格審査時に提出が必要な資料の提出に関すること。
- (4) 価格以外の評価点が公表されること。
- (5) 自己に係る価格以外の評価点について、疑義の照会ができること。
- (6) 総合評価に関する審査結果が公表されること。

(算定資料の提出)

第6条 総合評価一般競争入札に参加する者(以下「入札参加者」という。)は、価格以外の評価点申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)を指定された期間内に提出しなければならない。

2 前項の申請書を提出しない者は、入札に参加できない。

(価格以外の評価点の決定)

第7条 市長は、前条第1項の規定により入札参加者が提出した申請書に基づき価格以外の評価点を採点し、決定するものとする。

(価格以外の評価点の公表等)

第8条 市長は、前条の規定により決定した価格以外の評価点について、総合評価一般競争入札に関する評価調書を作成し、公表するものとする。

2 入札参加者は、前項の規定による公表の日の翌日から起算して2日(伊那市の休日を定める条例(平成18年条例第3号)第1条第1号に規定する市の休日を除く。)以内に、自己に係る価格以外の評価点について、総合評価一般競争入札価格以外の評価点に関する質問書(様式第2号)により疑義の照会をすることができるものとする。

3 市長は、前項による疑義の照会があった場合は、総合評価一般競争入札価格以外の評価点に関する回答書により回答するものとする。

4 第1項の規定は、前項の規定による審査の結果、価格以外の評価点を修正した場合に準用する。

(落札者の決定等)

第9条 総合評価一般競争入札で定める落札決定の方法は、次の各号の規定による。

(1) 入札書の開札は、価格以外の評価点が決定した後に行う。

(2) 総合評価点の算出は、伊那市財務規則(平成18年伊那市規則第34号)第111条に規定する入札書の無効に該当しない入札者のうち、次のいずれの要件も満たすものを対象に行う。

ア 入札価格が予定価格以内の者

イ 入札価格が失格基準価格以上の者

(3) 市長は、総合評価点の最も高い入札者を落札候補者と決定する。この場合において、総合評価点の最も高い入札者が複数ある場合は、くじにより落札候補者を決定するものとし、当該入札者がくじに参加することができないときは、入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(4) 市長は、落札候補者の算定資料の記載内容に相違がないことを確認するため、落札候補者に対し次に掲げる資料(以下「確認資料」という。)の提出を求めるものとする。

ア 工事成績評定点調書(様式第3号)

イ 同種工事实績調書(様式第4号)

ウ 配置予定技術者調書(様式第5号)

エ 障害者雇用状況申出書(様式第6号)

オ その他申請内容を証明する書類

(5) 落札候補者は、市長が定める期限内に確認資料を提出しなければならない。この場合において、当該落札候補者が期限内に確認資料を提出しないときは、失格とする。

(6) 確認資料の審査において、総合評価点の相違が判明し、総合評価点による順位が入れ替わる場合は、落札候補者の決定を取り消し、第3号の規定により新たな落札候補者を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により落札候補者が適格であることを確認したときは、この者を落札者と決定し、公表するものとする。

( 価格以外の評価内容の確保 )

第10条 市長は、落札者との契約前に価格以外の評価の内容を満足しない事実が確認された場合は、当該落札候補者とは契約しないことができるものとする。

2 市長は、契約後に、落札者が総合評価に関して提出した資料に虚偽記載等を確認した場合は、当該契約を解除することができるものとする。

( 補則 )

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成22年7月23日から施行する。